

大 仙 監 査 - 7 6
令和 6 年 8 月 2 3 日

大仙市長 老 松 博 行 様

大仙市監査委員 伊 藤 淳

大仙市監査委員 佐 藤 富 佳

大仙市監査委員 鎌 田 正

令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 2 2 日付けで審査に付された令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和 5 年度決算に係る健全化判断比率審査意見

1 適用した監査基準

本審査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 財務監査等の種類

健全化判断比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

3 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の主な実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

6 審査の場所及び日程

（１）実施場所

予備審査は監査委員事務局、本審査は神岡支所において実施した。

（２）日程

7 月 22 日	市長から審査依頼
7 月 22 日	予備審査後、監査委員による本審査（対面審査）
8 月 5 日	審査意見 監査委員合議
8 月 7 日	部長講評
8 月 23 日	審査意見書の提出

7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認める。

健全化判断比率は次のとおりである。

	健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	— (%)	11.90 (%)	20.00 (%)
②	連結実質赤字比率	— (%)	16.90 (%)	30.00 (%)
③	実質公債費比率	11.4 (%)	25.0 (%)	35.0 (%)
④	将来負担比率	72.4 (%)	350.0 (%)	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため、「—」と記載。

令和 5 年度決算に係る資金不足比率審査意見

1 適用した監査基準

本審査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 財務監査等の種類

資金不足比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項)

3 審査の対象

市立大曲病院事業、上水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の各会計並びにスキー場事業、太陽光発電事業、小水力発電事業及び企業団地整備事業の各特別会計における令和 5 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の主な実施内容

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

6 審査の場所及び日程

(1) 実施場所

予備審査は監査委員事務局、本審査は神岡支所において実施した。

(2) 日程

7 月 22 日 市長から審査依頼

7 月 22 日 予備審査後、監査委員による本審査（対面審査）

8 月 5 日 審査意見 監査委員合議

8 月 7 日 部長講評

8 月 23 日 審査意見書の提出

7 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認める。

会 計 の 名 称	資金不足比率	経営健全化基準
市立大曲病院事業会計	－ (%)	20.00 (%)
上水道事業会計	－ (%)	
簡易水道事業会計	－ (%)	
下水道事業会計	－ (%)	
スキー場事業特別会計	－ (%)	
太陽光発電事業特別会計	－ (%)	
小水力発電事業特別会計	－ (%)	
企業団地整備事業特別会計	－ (%)	

(注) 資金不足が生じていないため、「－」と記載。